

第6回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年5月28日(火)
開会 午後7時00分 閉会 午後9時16分
- 2 場 所 関市役所6階 大会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- | | | |
|------|-------|----------------|
| 1号委員 | 阪野 貢 | 公募委員 |
| | 後藤律而 | 公募委員 |
| | 高村明宏 | 公募委員 |
| | 亀井 専 | 公募委員 |
| | 梅田洋子 | 公募委員 |
| | 濱岸利夫 | 公募委員 |
| | 黒田 勉 | 公募委員 |
| | 薫田文悟 | 公募委員 |
| | 野澤敬子 | 公募委員 |
| | 濱島純子 | 公募委員 |
| | 佐藤孝洋 | 公募委員 |
| | 杉山健二 | 公募委員 |
| | 西澤達也 | 公募委員 |
| | 澤井三男 | 公募委員 |
| | 増井紘昭 | 公募委員 |
| 2号委員 | 栗倉元臣 | 関商工会議所副会頭 |
| 3号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授 |
| | 土屋康夫 | 元岐阜新聞論説委員 |
| | 北村隆幸 | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員
- | | | |
|------|-------|---------------|
| 1号委員 | 吉田宰志 | 公募委員 |
| | 安田光昭 | 公募委員 |
| 2号委員 | ○山中一義 | 関市自治会連合会会長 |
| | 石井和典 | 関市老人クラブ連合会会長 |
| | 長屋政明 | 関市社会福祉協議会副会長 |
| | 北村正敏 | 岐阜県関刃物産業連合会会長 |
| | 杉浦康弘 | (社)関青年会議所理事長 |

浅野欽一郎	関市まちづくり協議会会長
清水宗夫	関市青少年健全育成協議会会長
高井奈津子	関市地域情勢の会連合会副会長
杉山ミサ子	関市NPO連絡会会員

5 その他の 出席	事務局	桜田公明	市民協働課長
		森川哲也	市民協働課主幹
		相宮 定	市民協働課課長補佐
		中村亜由美	市民協働課係長

6 議事

(開会 午後7時00分)

1 会長あいさつ

会長

本日で第6回目となりましたが、関市自治基本条例策定審議会をはじめてまいりたいと思います。この間、皆さま方のご尽力によりまして市民生活に直接かかわるところをご議論いただきましたが、特に市民の立場から直接ものを申したり、意見を言ったり、協働という場に参画していく、そのようなところが随分ありました。そこに向けて皆さま方から積極的なご意見をいただきましたが、本日は今日の資料にもありますとおり、議会の役割と責務、行政の役割と責務、行政運営にあたって意見交換していただきます。今日のところは、非常に範囲が広いわけですが、特に行政運営については、こんなにたくさんひとつひとつ確認するのかもしれない方もいるかもしれませんが、決してそうではなくて、全国の自治基本条例の中に盛り込まれている項目を重なるものを含めてほぼ洗い出してみるとこのように項目が設けられている。じゃあ、関市はどうか、関市ではこの項目の中で必要性が感じられるのはどれなのか、そしてその内容はどうか、そのあたりを皆さんの日常生活の経験の中から自由にご意見を言っていただくという場になっていくと思います。限られた時間ではありますが、これまでと同様に建設的に積極的な意見をお出しいただきまして関市らしい自治基本条例の素案づくりお力をお貸しいただきますようお願いいたします。

事務局

審議に入ります前に資料の確認でございます。事前にお配りしました資料のほかにお手元に会議録を置いてございます。前回の会議録でございます。皆様方の発言をまとめたものでございます。訂正等が

ありましたら事務局の方へ連絡いただきたいと思います。その後ホームページの方へ掲載していきたいと思います。それでは審議に入らせていただきます。審議会条例第5条第1項の規定により会議は会長が議長になりますので、会長をお願いいたします。

会長

2 条項について（グループ討議）

それではただ今から議事にしたがって意見交換を進めていきたいと思っております。まず本日の審議に入る前に事務局から本日の進め方について説明をお願いいたします。

事務局が資料に基づき説明

会長

本日からテーマが、行政、議会という新しいところに入ることと、皆さんが積極的に意見交換がしやすいようにということで、事務局の方から提案があってグループの変更をさせていただきました。このようにグループを変更させていただいてよろしいでしょうか。それでは時間が無いので早速各グループに分かれてお願いいたします。内容の説明は進行役のもとで進めていただきますが、本日〇〇委員がご都合により欠席と伺っていますので、今日は市民協働課の森川さんに進行役を務めていただきます。それでは各会議室に分かれまして意見交換をお願いします。

グループ討議

会長

3 発表、意見交換

それでは、お時間がまいりましたので、各グループでご議論いただいた主な内容を紹介していただき、皆さんで意見交換や確認をしたいと思っております。それではAグループからお願いいたします。

委員

(Aグループ)

それではAグループの内容について説明させていただきます。まず議会と議員の役割と責務についてですが、議会のことについてはなかなか分からないという意見が多かったのですが、その中で皆さんから出ました意見は、まず市民参加を促しましょうということ、それから市民の声を吸い上げる行動を議会、議員の方も議会のしくみとしてやってほしいということです。それから、議員活動の報告書とか、議員活動報告会と

いうものをこの条例の中できちんと義務付けてはどうか、システムとして議員から市民に報告することを担保してはどうかということがありました。また、議会の中で市民参加という点で傍聴しやすいということも大事であるということが出ました。そして議員の役割の中で特に強調されたのは、市民全体の利益を守るということです。地域のために予算を取ってきたとか、箱モノをつくるという議員の時代は終わったのだということです。市民が望むことを考えましょうということを議員の役割の中に出てきました。それから行政の役割ですが、特に地域のコミュニティを高めるはたらき、市民の意識を底上げする役割、そういうことが行政として大事であろうということです。それから特に情報公開について皆さん熱心に話されました。情報公開がいかに大事であるかということが多く出てきました。そして、市民がそもそも行政に対して興味がないのではないか、この条例をつくることによって市民がもっと意識が高まって、行政にも興味がでてきたら良いということが出ました。それから行政はまだまだ縦割りだなという意見がありまして、横断的な仕組みが必要であるということです。それから住民のニーズを顕在化することも必要であるという意見が出ました。次に市長の役割ですが、特に強調されたのが、市を統括するというところで、資料8ページの1から6には書いていないことがあるということで、全市民を幸せにするということが大前提であるということ、それから市民の財産を守るということが市長の役割の大前提であるということです。それが市を統括している人であり、そういうことが市長の役割であるということが出ました。それから飛びますが、10ページの総合計画について、自治基本条例と総合計画は車の両輪であるということで、総合計画のことは自治基本条例の中でしっかり謳っていかうということができました。それから12ページの行政運営のマル2番ですが、財政状況を市民に分かりやすく公表するということが特に大事であるということが出ました。そして将来の見込みを行政は分かりやすく説明しなければいけないということが出てまいりました。18ページですが、外郭団の中で特に社会福祉協議会のことが議論になりまして、社会福祉協議会の役割だとか、そのようなことにまで話が飛んでしまいました。その中で意見が出たのは、外郭団体も行政の目とか市民の目といった評価をする仕組みが必要であるということが出てまいりました。それから19ページの危機管理というものはちょっと自治基本条例に合わないものかなという意見も出ています。それから20ページですが、この苦情処理という考え方ですが、苦情を処理するという考え方がそもそもお上の考え方、発想であるということで、この言葉使いは、例

に書いてある 1 番などは全然駄目であるということです。これは行政に対する情報提供であり、どこを改善したらよいか生かせる仕組みをつくるのが大事であるということで、苦情処理という言葉はそもそもダメだという話です。確かにそうだなという思いでお話を聞かせていただきました。それから 21 ページの監査ですが、外部監査制度について意見が出ました。こういうことはこの先必要であるという意見が出ました。以上が A グループの内容です。

会長 それでは、A グループで熱心にご議論いただいた皆さん、補足いただくことがありましたら、ぜひご発言をお願いいたします。

委員 話された内容で大体結構なのですが、議員さんが市民の行政に対する関心を高めるために議会の活動報告を定期的にやってもらおうと良いと思っています。議員さんがいかに市民の行政に対する関心を高めるために行動するのか、具体的にやってほしいと思います。

会長 そのほか今のようなかたちで委員の皆さんの思いを汲み取っていなかったということがあれば、ぜひご発言をお願いしたいと思います。

委員 十二分に報告があったと思いますが、我々市民の意識の向上と言いますか、そのための教育なのか、学習なのか、社会教育なのか、言い方にはいろいろありますが、市民の意識の向上を図るための仕組みをいかにしてつくるかということをぜひこの条例には入れてほしいということを私は言わせていただきました。

会長 議会活動のあり方については、非常に重なる部分でしたし、また今のご意見についてはさらに踏み込んだものであったと思います。他にご意見はどうでしょうか。それでは B グループの方からご意見を出していただきたいと思います。

委員 (B グループ)

それでは B グループの意見をまとめたものを発表させていただきます。議会の役割と責務のところですが、議会の役割としましては、例にあります自治の運営を監視、評価ですが、評価にとどまらず提言を行うということも大事なので、そのようなことも盛り込んでいったらどうかとい

う意見が出ました。そして例の 5 番の政策立案機能ということですが、この機能は議員からの提案が非常に少ないということですから政策立案ということをしっかり明示していくという意見が出ました。それから議員の役割に関しては、情報の発信を入れていくべきだという意見がありました。さらに議会の役割でもありますが、委員会も含めて議員も情報公開をしていくべきだという意見がでました。議員の政策立案の役割に関しましては、政策立案するための前提条件となる調査の活動の中で、市民のニーズや市民の課題を把握すると言ったことも役割であるため、そういうことも明記していくべきだという意見がでました。次の行政の役割と責務についてですが、市民の意見を把握して市民の意思を市政に把握する文言がございすけども、この文言は自治基本条例の趣旨に反するのではないかという意見が出ました。というのは、市民も行政も対等の立場であるので、市民も主体的に関わっていくべきというのがこれまでの基本理念だったと思いますので、そういう意味では、もう少し協働していくとか、そういう面も反映していくべきであり、この項目自体が少しずれているのではないかという意見でした。それとは逆に協働という面もありましたけれども実際のところ見ていくと市民との協働というのは大変であるというエリアもあるということなので、協働する市民の集団を増やしていくとか役割を地域ごとに減らしていくとか、市民の役割を公平に分担するというシステムも考えていくことが必要であるという意見が出ました。そして行政の役割に関しては、行政サービスという項目が最初に出ていますが、行政サービスという言葉が包括しすぎて、ひとまとめになりすぎて逆に分かりにくいという意見が出ました。そして市長の役割に関しては、政治責任という言葉はこの条例ではあまりなじみのない言葉ではないかという意見が出ました。次に職員の役割と責務に関しては、職員も一市民であり、市民として積極的に参画するというのも当然のこととして役割に入れておくべきだという意見がありました。市長の役割の中に職員を育成するという項目が入っていますので、職員としてもそれを受けて自己研鑽という部分も入れていくべきではないかというような意見が出ました。そして行政運営に関する項目ですが、人事・組織という検討項目の内容をみると組織ばかりのことが書いてあるので、人事というよりは表題を組織に変えてもいいのではという意見が出ました。それから総合計画という部分に関しましては、計画をつくる事前評価と事後評価ということをやっておくべきなので、その点を明記すべきという意見でした。もう一つ総合計画に関しましては、今現在市長の選挙でマニフェストとか公約を掲げる方が多くいます。市長の任期

と総合計画の期間が合っていないので、総合計画が有名無実化してしまっているという意見が出まして、マニフェストと期間を合わせていくべきであるので、そのことを明記してはどうかという意見もありました。苦情処理に関しましては、来た苦情というものに、どのように対応したのかということをも市民に公表する、あるいは共用するという視点も入れておくべきではないかという意見が出ました。そして監査という項目ですが、しっかり情報公開をしていくということを入れ込んでいくべきではないかという意見がでました。最後にその他ということで、これまでの項目の中で選挙という項目がないという意見が出まして、やはり選挙というのは大事なもので、自治基本条例の中にいれておくべきではないかという意見が出ました。市民が候補者の政策であったり、考え方であったり、それを分かりやすいようにするという責務があるのではないかという意見が出ました。Bグループは以上でございます。

会長

それでは、Bグループのメンバーの方で、追加する意見、補足する意見がありましたら、どうぞお願いしたいとおもいますが、いかがでしょうか。無いようなので、それでは最後にCグループの意見を発表いただきたいと思います。

委員

(Cグループ)

先ず議会の役割と責務ですが、議会に対しての市民の声と市全体の声と地域の声というのは、それぞれ違っている。ただ旧町村から地域代表として出てくる議員は、当然地域の声を代表しているので、それはそれで尊重しなければいけないし、かといってあまりかたよってはいけません。やはり市全体のバランスを考えたかたちであるべきだという意見がでました。そして議員さんに対しては、やはり政策立案の能力は高めてほしいので、そのために研修を重ねてほしいという意見がありました。それから、これは議会に何度も何度も傍聴に行かれた方の意見ですが、何回も当選回数を重ねた議員さんが一回も質問をしない。もっと資質を高めてほしいという意見がありました。特に議会と市民が話し合う機会、例えば、選挙前はよくありますけれども、それはそれで良いことだとしても、4年間の中で個々の議会活動報告はしていることと思いますが、市民全体に向けての活動報告ということで、定期的にテーマをつくって討論会というのでしょうか、対話の機会というものを設けたらどうかという意見が出ました。それから議員の役割と責務の中に、公正、誠実な職務の遂行とありますが、平等という言葉を入れてはどうか、個々の議員と

いうものは、非常に利害関係が多くあるということなので、このような意見がありました。それから行政の役割と責務ですが、行政サービスを提供するという中で、最小の経費で最大の効果をあげるとありますが、ちょっと大上段に構えすぎていないか、あえて言うなら適正価格というような言葉でいいのではないか、ちょっと大変そうな言葉であるという意見がでました。それから行政サービスのサービスという言葉がしっくりこない。例えば、奉仕という言葉になってしまうと堅苦しいし、もう少し行政サービスに変わるような良い言葉はないのかという意見が出ました。特に関市は、山間地域と市街地との関係があるのですが、それぞれに地域の特性とか、良いものを持っているし、課題も抱えている。その部分で行政というものは地域の課題とか特性に向き合うということを入れてはどうか、なぜならば1から4ほどの市でも当てはまることなので、むしろ関市に向けた条例をつくるならば、関市が欠ける課題、特性といったものを項目としてきちっと入れてほしいという意見でした。それから市長の役割と責務ですが、先ほども報告がありましたけれども、政治責任という言葉をあえてここに入れてしまわなければいけないのか、当然市長は政治家でもありますから、それは分かっていることなので入れなくても良いのではないかという意見でした。また、市長にとって大事なものは、市の問題とか課題をきちんと把握することです。市民の立場に立ったリーダーシップを発揮してほしい。基本的にはどのようなまちにしたいのかというような政治理念のようなものを出してほしいという意見でした。それで基本的にはここにあるどのようなまちにしたいのか、どのような関市にしたいのかというような戦略的な自治体経営、まちづくりに専念してほしいということでした。それから後は、私の進行のミスで、職員の役割と責務以降については、申し訳ありませんが進めませんでした。

会長

それでは、Cグループで参加いただいた委員の皆さんの方から補足や意見の追加、ご提案などあれば、ここでご紹介いただきたいと思います、いかかでしょうか。では、AからCグループまであらためて各委員の皆さんの方から全般について追加のご意見、ご提案がありましたらご紹介いただきたいと思います。それでは今日も条項についての議論はこれで終了したいと思います。今日は特に1番のところでは白熱した議論出た後に、行政それから3番のところでは特に市長の責務、それに関わって行政運営についてのいくつかの課題と言いますか、委員の皆さんが普段か

ら気にかけてみえること、そして議会運営では条例の中で明記すべきことを理由も添えてご指摘いただきました。一方で皆さんの議論の中で触れられていない箇所もありました。それでこれについては、すでに内容をお読みになったこともあるかもしれませんが、一方でここはやはり、市民生活に直接関係のある個所というよりも行政あるいは議会で法律に基づいて取り組まれる内容も非常に多いということから、そこは法律をきちんと踏まえて取り組むという内容が示されておれば、それでいいし、ただ法律で書かれているからそれでよしということではなくて、その法律に書かれている事項を市民が理解し、市民の行政への関心を向けるような運営をやってもらわなければいけない、そういう観点であらためて、またいろいろご意見をいただいた箇所もありましたし、お考えのところもあるかと思えます。それで、今日もし、ご自身で一人一人がコメントされなくても、まだここは少し提案したいという箇所であるとか、それからグループで提案はあったけれども追加で少し踏み込んで提案をしておきたいというご意見がありましたら、少し時間を区切って事務局の方に提案いただけるようなかたちにしておきたいと思えます。その上で次回は先の方に進めていきたいと思えますが、そのような運営でよろしいでしょうか。では、ひとまず今日皆さま方からいただいた意見は、3つのグループそれぞれ共有点もあったし、違うところもありました。それを踏まえて関市において必要な検討項目という扱いをして、一回素案をつくることに役立てていきたいと思えます。また皆さんにあらためて、すべてチェックしていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、次回のことについて事務局からお願いします。

事務局

次の開催予定でございますが、6月26日水曜日、時間は同じく午後7時からこの大会議室で開催したいと思えます。内容については、次の項目に順次入っていききたいと思えます。大項目で行きますと、情報共有と参加・協働の分野についてシートを作成しご提示したいと考えております。

会長

それでは、第7回の時には、情報の共有で小項目としては、情報共有（情報公開）、個人情報の保護について先行自治体の取組みの紹介と合わせて、関市ならではの項目のあり様についてご議論いただくようにしたいと思えます。それと私の方から先ほど言いましたけれども、追加で皆さんからご意見をいただく期間を1週間ほど持たせていただいて、6月5日の水曜日なのですが、この日ぐらいまでに事務局までメールでも、あ

るいは直接、FAXでも結構ですので、今日の分野についてご意見をいただ
いていない方、追加のご意見をお出しいただけるようなことでよろしい
でしょうか。では、ご意見をお待ちしておりますので、お願いします。
皆さま方からいただいたご意見はこちらで確認して、漏れなくこの素案
づくりに生かすように準備しておりますのでよろしくお願いいたします。
それでは本日第6回目になりましたけれども関市自治基本条例策定審議
会を終了したいと思います。

(閉会 午後9時16分)